五　特定寄附について、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する寄附　寄附の相手方の名称及び主たる事務所の所在場所並びに使途を特定して寄附をする場合にあっては、当該使途

ロ　整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する公益信託の信託財産とするための支出　支出する公益信託の名称、受託者（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第二項に規定する受託者をいう。第三十五条第二号において同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。同号において同じ。）並びに使途を特定して支出をする場合にあっては、当該使途

［六～十三　略］

（公益目的支出計画における軽微な変更）

第三十五条　整備法第百二十五条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　［略］

二　特定寄附について、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める変更

イ　整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する寄附の場合　寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更

ロ　整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する公益信託の信託財産とするための支出の場合　支出する公益信託の名称又は受託者の氏名若しくは住所のみの変更

［三・四　略］

（残余財産の処分の承認の申請）

第四十八条　［略］

2　整備法第百三十条の規定により残余財産の処分の承認を受けようとする移行法人は、様式第十一号の申請書に次に掲げる書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　一般社団・財団法人法第二百三十九条第二項の規定により残余財産を帰属させる法人又は公益信託を定める場合にあっては、当該帰属させる法人又は公益信託を定めた社員総会又は評議員会の議事録（社員総会又は評議員会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面）

［四～六　略］

五　特定寄附の相手方の名称及び主たる事務所の所在場所並びに使途を特定して寄附をする場合にあっては、当該使途

［六～十三　同上］

（公益目的支出計画における軽微な変更）

第三十五条　整備法第百二十五条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　［同上］

二　特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更

［三・四　同上］

（残余財産の処分の承認の申請）

第四十八条　［同上］

2　整備法第百三十条の規定により残余財産の処分の承認を受けようとする移行法人は、様式第十一号の申請書に次に掲げる書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　一般社団・財団法人法第二百三十九条第二項の規定により残余財産を帰属させる法人を定める場合にあっては、当該帰属させる法人を定めた社員総会又は評議員会の議事録（社員総会又は評議員会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面）

［四～六　同上］